

第102回定時株主総会
その他の電子提供措置事項
(交付書面省略事項)

事業報告

■取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを 確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制 …	1 頁
■業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要 ……………	5 頁
■会社の支配に関する基本的な考え方 ……………	7 頁

連結計算書類

■連結株主資本等変動計算書 ……………	8 頁
■連結注記表 ……………	9 頁

計算書類

■株主資本等変動計算書 ……………	17 頁
■個別注記表 ……………	18 頁

(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

愛知時計電機株式会社

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、「信頼・創造・奉仕」の企業理念のもとで、事業を健全かつ持続的に発展させるために、内部統制の整備・運用が経営上の重要課題であると考え、会社法及び会社法施行規則、並びに金融商品取引法の規定に従い、次のとおり「内部統制システムの基本方針」を定めております。

1. 当社の内部統制システムが管理されるための体制

- (1) 「コンプライアンス委員会」、「リスク管理委員会」、「財務評価委員会」を整備し、それら委員会を統括し、社長を委員長とする「内部統制委員会」を設置します。
- (2) 「内部統制委員会」は、「コンプライアンス委員会」、「リスク管理委員会」、「財務評価委員会」から、適時、活動報告を受け、当社の内部統制状況を経営会議に報告します。
- (3) 内部監査室が、内部統制の整備・運用状況を監査します。

2. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社グループの全ての役員及び従業員が「企業行動憲章」に定めた行動規範により、市民社会の一員として行動します。
- (2) 社長が指名した者を委員長とする「コンプライアンス委員会」を設置し、「コンプライアンス規程」に基づき、当社グループのコンプライアンス活動を推進します。
- (3) 当社グループの「コンプライアンス・マニュアル」を作成し、定期的な教育・研修によりコンプライアンス意識の維持・向上を図ります。
- (4) グループ各社も対象とする「倫理ヘルプライン規程」に基づき、通報者の保護を徹底した内部通報窓口を設置し、法令遵守及び企業倫理に関する情報の早期把握・解決を図ります。また、内部通報者に不利益が生じないことを確保します。
- (5) 内部監査室が、コンプライアンスの整備・運用状況を監査します。
- (6) 外国の子会社については、当該国の法令等の遵守を優先し、本項に準じて業務の適正を確保する体制とします。

3. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 取締役会、経営会議その他の重要な会議の記録、稟議書等の決裁記録など、取締役の職務の執行に係る情報を、「機密文書等管理規程」に則り記録・保存・管理します。
- (2) 取締役及び監査役は、監督、監査のために、必要に応じ、上記の情報を閲覧できるものとします。

4. 損失の危険の管理に関する規定その他の体制

- (1) 社長が指名した者を委員長とする「リスク管理委員会」を設置し、「リスク管理規程」に基づき、当社グループに係るリスクを総合的に識別、評価します。
- (2) 重要なリスクについて計画的に対策を実施し、「リスク管理委員会」で進捗状況を管理します。
- (3) 経営に重大な影響を及ぼす危機が発生し、又は発生する恐れが生じた場合は、社長を本部長とする「緊急対策本部」を設置し、迅速な有事対応を図ります。
- (4) 内部監査室は、全社のリスク管理の状況を監査します。
- (5) 上記(1)～(4)のリスク管理体制の適用範囲には子会社も含め、当社グループ全体の業務の適正化を図ります。

5. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役会を原則月一回開催し、経営上の重要な意思決定かつ業務執行の監督・監視を行い、その決定に基づく業務執行は執行役員（兼務取締役含む。）が、分担業務を責任及び権限をもって執行します。
- (2) 各業務執行ラインは、「中期経営計画」及び「年次計画・年次予算」に基づき、目標設定を行い、目標達成のために活動します。また、執行状況を経営会議等で把握し、適切な管理を行います。
- (3) 「職務権限規程」、「業務分掌規程」、「委員会規程」等により、職責及び組織の役割、機能、権限を明確にし、適切な役割分担と連携により職務を遂行します。
- (4) 当社は、子会社の経営の自主性及び独立性を尊重しつつ、「グループ会社管理規程」に基づき、当社グループ経営を適正かつ効率的に運営します。

6. 当社並びにその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 関連事業室を子会社及び関連会社管理の担当部門とし、「グループ会社管理規程」に基づき、親子会社間の公正な取引を担保する体制、リスク管理体制、コンプライアンス体制等について、企業グループ一体のものとして整備・運用します。
- (2) 子会社の経営の重要な事項に関しては、「グループ会社管理規程」に基づき、当社の承認又は当社への報告を求め、業務の適正性を確認します。

7. 財務報告の信頼性を確保するための体制

- (1) 社長が指名した者を委員長とする「財務評価委員会」を設置し、「財務評価委員会規程」に基づき、財務報告に係る内部統制の評価及び是正を行います。
- (2) 委員長は、財務評価及び評価結果を、適時、経営会議に報告します。

8. 監査役の補助使用人に関する事項

監査役の職務を補助する部署として、監査役会の下に「監査役室」を設置し、監査役スタッフを配置します。

9. 監査役の補助使用人の取締役からの独立性及び監査役からの指示の実効性に関する事項

- (1) 監査役補助業務の独立性を確保するため、監査役スタッフの人事異動、人事考課並びに懲戒について、取締役は事前に常勤監査役と協議するものとします。
- (2) 業務執行に係わる担当者が「監査役室」を兼務する場合、もしくは内部監査部門、内部統制部門の担当者が監査役の指示により補助業務を行う場合にあっては、業務執行系列の指揮命令権は、当該監査役補助業務には及ばないものとします。

10. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他監査役への報告に関する体制

- (1) 取締役及び部門長は、当社グループに著しい損害を及ぼす恐れのある事実、取締役及び従業員の法令・定款違反行為を発見したときは、直ちに監査役に報告するものとします。
- (2) 内部監査室の監査報告、内部通報制度における通報事項について、都度、監査役に報告するものとします。
- (3) 取締役及び部門長は、経営会議等の主要会議又は業務報告等の主要報告書において、当社及びその子会社の経営上及び執行上の重要事項を報告することにより、当該重要事項を監査役と共有するものとします。
- (4) 当社は、内部通報制度の利用を含む監査役への報告を行った当社グループの役員及び従業員に対して、当該報告をしたことを理由とする不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役員及び従業員に周知徹底します。

11. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 代表取締役と監査役との意思疎通を図るため、意見交換、情報交換を適時に実施します。
- (2) 取締役は、監査役の職務の遂行にあたり、監査役が必要と認めた場合には、弁護士、公認会計士等の外部専門家と連携を図ることができる環境を確保・整備します。
- (3) 監査役が職務の遂行において生ずる費用の請求をするときは、当該請求に係る費用が監査役の職務の執行に必要なと認められる場合を除き、これを拒むことができないものとします。

12. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社グループは、「企業行動憲章」において市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対し、毅然とした態度で対応する旨を定め、反社会的勢力との関係排除に向け、当社グループ全体で企業倫理の浸透に取り組みます。また、関係機関等からの情報収集に努め、近隣警察、顧問弁護士等と緊密に連携し、適切に対処し反社会的勢力の排除に取り組みます。

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

1. コンプライアンス体制

当社では「コンプライアンス委員会」を設置しており、当事業年度では4回開催しました。

当該委員会では、コンプライアンスに関する教育研修計画、社内意識調査（アンケート）を策定し、従業員のコンプライアンス意識向上、社内のコンプライアンス活動推進に努めております。

さらに全従業員が「コンプライアンス規程」に従い、自主的に行動できるように「コンプライアンス・マニュアル」を制定しており、各部門長、各職場推進者を通して周知徹底を図っております。

一方、グループ会社を含む、社内、社外の通報窓口による内部通報制度を構築しており、早期に問題事案の対応を図るよう、努めております。

2. 内部監査体制

当社では、内部統制システムの整備・運用状況を合法性と合理性の観点から検証・評価するために、業務執行ラインから独立した内部監査室を設置しております。

内部監査室は、本社・支店・営業所、子会社・関連会社を含む業務全般を対象として内部監査を行い、必要に応じて不備是正のための指示を行うとともに、監査結果を代表取締役社長ほか経営陣、監査役に報告しております。

当事業年度においては6支店、4営業所、2拠点工場、子会社3社、関連会社1社を往査しました。

また、内部監査室は、監査役及び会計監査人と常に連絡、調整し、監査の効率的な実施に努めております。

3. リスク管理体制

当社では、当社及びグループ会社が被る損失又は不利益を最小限とするために、「リスク管理委員会」を設置しており、当事業年度では4回開催しました。

当該委員会では、各種リスクの抑制や損失の軽減を図るため、進捗状況の把握、評価、検証を行い、対応の改善に努めております。

また、大規模地震を想定した訓練の実施やBCPガイドラインの見直しを行うなど、実効性の向上を図っております。

4. 効率的職務執行体制

当社の取締役会は、社外取締役3名を含む取締役8名で構成され、社外監査役2名を含む監査役3名も出席しております。「取締役会規則」の定めに従い、原則として毎月1回の定時取締役会を開催し、業績の状況確認及び対策の協議、検討を行うなど、機動的に対応しております。

5. 子会社管理体制

当社が定める「グループ会社管理規程」に基づき、子会社に必要とされる承認事項については、親会社である当社への事前報告もしくは申請を行い、当社において十分な検討を行い、承認決裁を行うことで、適正な子会社の業務運営を確保しております。

6. 財務報告に係る内部統制

当社は、「財務評価規程」に基づき、「財務評価委員会」を開催しており、当事業年度中に4回開催いたしました。同委員会は、財務報告の信頼性を確保する体制の整備と運用状況について、厳格な評価を実施しております。

内部監査室は、内部監査計画に基づき、通常の業務監査、財務報告に係る内部統制の有効性の評価を実施しております。

7. 監査役監査の実効性確保体制

監査役は、取締役会、経営会議、執行会議、「コンプライアンス委員会」等の重要会議に出席し、また、稟議書等の決裁書類や業務報告等の閲覧により、業務執行の意思決定の状況や内部統制の状況を確認しております。

また、監査役は、当社事業所及びグループ会社への往査や、代表取締役、社外取締役、内部監査室その他の執行部門との情報交換、意見交換により監査の実効性向上を図っております。

さらに、内部監査結果、内部通報の内容についても都度、監査役に報告される体制となっております。

監査役スタッフとしては、「監査役室」に兼務者1名を配置するほか、管理本部等の執行部門が監査役の要請に応じて調査、報告を行っております。

会社の支配に関する基本的な考え方

現在のところ、当社株式の大量買付に係る具体的な脅威が生じているわけではなく、また、当社としても、そのような買付者が出現した場合の具体的な取り組みを、あらかじめ定めてはおりません。

ただし、株主各位から付託を受けた経営者の責務として、当社株式の取引や株主の異動状況を常に注視するとともに、有事対応の初動マニュアルを作成するほか、株式の大量取得を企図する者が出現し、当該大量取得が不適切な者によると判断される場合には、具体的な対抗措置の内容等を速やかに決定し、実行いたします。

買収防衛策の導入につきましても、重要な経営課題の一つとして、買収行為を巡る法制度や関係当局の判断・見解、世間の動向等を注視しながら、今後も継続して検討を行ってまいります。

連結株主資本等変動計算書

(2024年 4 月 1 日から
2025年 3 月31日まで)

(単位：百万円)

残高及び変動事由	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	3,218	311	34,308	△99	37,738
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△1,044		△1,044
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			3,533		3,533
自 己 株 式 の 取 得				△0	△0
自 己 株 式 の 処 分		10		40	51
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)					
当 期 変 動 額 合 計	－	10	2,488	40	2,539
当 期 末 残 高	3,218	322	36,796	△59	40,278

残高及び変動事由	その他の包括利益累計額				新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計		
当 期 首 残 高	3,836	594	1,984	6,415	5	44,159
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当						△1,044
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益						3,533
自 己 株 式 の 取 得						△0
自 己 株 式 の 処 分						51
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)	△185	346	△65	95	△5	89
当 期 変 動 額 合 計	△185	346	△65	95	△5	2,629
当 期 末 残 高	3,650	940	1,919	6,510	－	46,789

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 … 5社

連結子会社の名称 … (株)アイセイテック、アイチ梱包運輸(株)
大連愛知時計科技有限公司、アイチ木曾岬精工(株)
愛知時計電機ベトナム有限会社

(2) 非連結子会社の数 … 1社

非連結子会社の名称…アイテックス(株)
(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は、小規模であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用していない非連結子会社（アイテックス(株)）及び関連会社（台湾愛知儀錶科技股份有限公司、深圳愛知思度儀器儀表有限公司）は、それぞれ当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、大連愛知時計科技有限公司及び愛知時計電機ベトナム有限会社の決算日は、12月31日であります。

連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

… 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定。）

市場価格のない株式等

… 移動平均法による原価法

②棚卸資産

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定。）

(2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く。）

定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く。）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

②リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②役員賞与引当金

取締役に対して支給する賞与の支出に備えて、当連結会計年度に見合う支給見込額に基づき計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社グループは、計測器関連事業において、ガス関連機器、水道関連機器、民需センサー・システム及び計装の製造及び販売と、それらに付随する工事を行うほか、ガス・水道市場ではデータ配信サービスを提供しております。

計測器関連事業における機器の製造及び販売については、機器を引き渡した時点で財の支配が顧客に移転し履行義務が充足されると判断し収益を認識しております。ただし、当該国内の販売においては、一部を除き顧客との契約内容並びに出荷及び配送に要する日数に照らして機器の出荷時点で収益を認識しております。

計測器関連事業の工事契約においては、財又はサービスに対する支配が顧客に一定の期間にわたり移転する場合には、財又はサービスを顧客に移転する履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した工事原価が、予想される工事原価の合計に占める割合に基づいて行っております。また、契約の初期段階において、履行義務の充足が合理的に見積もることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準にて収益を認識しております。なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事契約については代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

計測機器関連事業におけるデータ配信サービスについては、顧客との契約における義務を履行するにつれて顧客が便益を享受するため、一定の期間にわたり充足される履行義務であると判断し収益を認識しております。当該履行義務は、現在までに履行が完了した部分に対する顧客にとっての価値に直接対応する対価の額を顧客から受け取る権利を有しているため、請求する権利を有している金額で収益を認識しております。

収益の額は顧客と取り交わした契約の額から販売手数料等の顧客に支払われる対価を減額したものになります。また、取引の対価は履行義務を充足してからおおむね1年以内に受領しており、重要な

金融要素を含んでおりません。

(5) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る資産及び負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間（14年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

会計方針の変更に関する注記

（「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用）

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第20－3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。）第65－2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類に与える影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結計算書類における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。

表示方法の変更に関する注記

（連結貸借対照表）

「流動資産」の「電子記録債権」の表示方法は、従来、連結貸借対照表上、「受取手形」（前連結会計年度3,616百万円）に含めて表示しておりましたが、金額の重要性が増したため、当連結会計年度より、「電子記録債権」（当連結会計年度3,093百万円）として表示しております。

追加情報

（法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正）

「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が2025年3月31日に国会で成立し、2026年4月1日以後開始する連結会計年度より「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2026年4月1日以後開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.6%から31.5%に変更し計算しております。

この変更により、当連結会計年度の繰延税金資産（繰延税金負債の金額を控除した金額）が8百万円減少し、法人税等調整額が62百万円増加、その他有価証券評価差額金が45百万円、退職給付に係る調整累計額が25百万円それぞれ減少しております。

収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

財又はサービスの種類別に分解した顧客との契約から生じる収益

(単位：百万円)

	報告セグメント		その他 (注)	合計
	計測器関連事業	計		
ガス関連機器	26,479	26,479	—	26,479
水道関連機器	18,854	18,854	—	18,854
民需センサー・システム	2,631	2,631	—	2,631
計装	6,265	6,265	—	6,265
その他	—	—	55	55
顧客との契約から生じる収益	54,231	54,231	55	54,286
外部顧客への売上高	54,231	54,231	55	54,286

(注)「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、特機事業を含んでおります。

収益認識の時期別に分解した顧客との契約から生じる収益

(単位：百万円)

	報告セグメント		その他 (注)	合計
	計測器関連事業	計		
一時点で移転される財	47,967	47,967	55	48,022
一定の期間にわたり移転される 財又はサービス	6,264	6,264	—	6,264
顧客との契約から生じる収益	54,231	54,231	55	54,286
外部顧客への売上高	54,231	54,231	55	54,286

(注)「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、特機事業を含んでおります。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

「会計方針に関する事項」の「収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：百万円)

	当連結会計年度	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	10,178	9,962
契約資産	127	257
契約負債	—	93

契約資産は、主に工事契約において進捗度の測定に基づいて認識した収益に係る未請求売掛金であり、顧客の検収時に売掛金へ振替えられます。

契約負債は、工事契約に係る前受金であり、収益の認識に伴い取り崩されます。

なお、当連結会計年度において、契約資産が130百万円増加した主な理由は、工事の進捗に伴う収益の認識による増加（257百万円）及び顧客の検収による減少（127百万円）であります。また、当連結会計年度において、契約負債が93百万円増加した主な理由は、工事契約に係る前受金の増加（93百万円）であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格については、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額

23,379百万円

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	株式の種類	当連結会計年度 期首株式数 (千株)	増加株式数 (千株)	減少株式数 (千株)	当連結会計年度 末株式数 (千株)
発行済株式	普通株式	15,420	－	－	15,420
自己株式	普通株式	63	0	25	37

- (注) 1. 自己株式の増加は、単元未満株式の買取りによる増加0千株であります。
2. 自己株式の減少は、譲渡制限付株式報酬による減少20千株、ストック・オプションの権利行使による減少5千株であります。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の 総額(百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年6月21日 定時株主総会	普通株式	506	33	2024年 3月31日	2024年 6月24日
2024年11月1日 取締役会	普通株式	538	35	2024年 9月30日	2024年 11月25日

- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの
2025年6月25日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

- ① 配当金の総額 615百万円
- ② 1株当たりの配当額 40円
- ③ 基準日 2025年3月31日
- ④ 効力発生日 2025年6月26日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金や安全性の高い債券等に限定し、資金調達については信頼性の高い銀行等金融機関からの借入によっております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理に関する当社内規に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額655百万円）は、「その他有価証券」には含めておりません。また、現金は注記を省略しており、預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額(※1)	時価(※1)	差額
(1) 受取手形	633	633	—
(2) 電子記録債権	3,093	3,093	—
(3) 売掛金	9,962	9,962	—
(4) 投資有価証券			
その他有価証券	8,489	8,489	—
(5) 支払手形及び買掛金	(3,889)	(3,889)	—
(6) 電子記録債務	(2,494)	(2,494)	—
(7) 短期借入金	(666)	(666)	—
(8) 未払法人税等	(975)	(975)	—
(9) 長期借入金(※2)	(34)	(33)	(0)

(※1) 負債に計上されているものについては、() で示しております。

(※2) 1年内返済予定の長期借入金は、長期借入金に含めております。

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における(無調整の)相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

受取手形、電子記録債権並びに売掛金

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債権ごとに、債権額と満期までの期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

支払手形及び買掛金、電子記録債務、短期借入金並びに未払法人税等

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債務ごとに、その将来キャッシュ・フローと、返済期日までの期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

1 株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額	3,041円74銭
2. 1株当たり当期純利益	229円87銭

株主資本等変動計算書

(2024年 4 月 1 日から
2025年 3 月31日まで)

(単位：百万円)

残高及び変動事由	株 主 資 本								
	資本金	資本剰余金			利 益 剰 余 金				
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他利益剰余金			利益剰余金 合計
						固定資産圧縮 積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金	
当 期 首 残 高	3,218	306	－	306	585	338	24,586	6,152	31,662
当 期 変 動 額									
固定資産圧縮積立金の取崩						△11		11	－
別 途 積 立 金 の 積 立							2,000	△2,000	－
剰 余 金 の 配 当								△1,044	△1,044
当 期 純 利 益								3,666	3,666
自 己 株 式 の 取 得									
自 己 株 式 の 処 分			10	10					
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）									
当 期 変 動 額 合 計	－	－	10	10	－	△11	2,000	633	2,621
当 期 末 残 高	3,218	306	10	317	585	326	26,586	6,785	34,283

残高及び変動事由	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当 期 首 残 高	△99	35,087	3,836	3,836	5	38,929
当 期 変 動 額						
固定資産圧縮積立金の取崩		－				－
別 途 積 立 金 の 積 立		－				－
剰 余 金 の 配 当		△1,044				△1,044
当 期 純 利 益		3,666				3,666
自 己 株 式 の 取 得	△0	△0				△0
自 己 株 式 の 処 分	40	51				51
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			△185	△185	△5	△191
当 期 変 動 額 合 計	40	2,672	△185	△185	△5	2,480
当 期 末 残 高	△59	37,759	3,650	3,650	－	41,409

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式 … 移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

… 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定。）

市場価格のない株式等

… 移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定。）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く。）

定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く。）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

(2) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 役員賞与引当金

取締役に対して支給する賞与の支出に備えて、当事業年度に見合う支給見込額に基づき計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付引当金及び退職給付費用の処理方法は以下のとおりです。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間（14年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。

未認識数理計算上の差異の貸借対照表における取扱いが連結貸借対照表と異なります。

4. 収益及び費用の計上基準

当社は、計測器関連事業において、ガス関連機器、水道関連機器、民需センサー・システム及び計装の製造及び販売と、それらに付随する工事を行うほか、ガス・水道市場ではデータ配信サービスを提供しております。

計測器関連事業における機器の製造及び販売においては、機器を引き渡した時点で財の支配が顧客に移転し履行義務が充足されると判断し収益を認識しております。ただし、当該国内の販売においては、一部を除き顧客との契約内容並びに出荷及び配送に要する日数に照らして機器の出荷時点で収益を認識しております。

計測器関連事業の工事契約においては、財又はサービスに対する支配が顧客に一定の期間にわたり移転する場合には、財又はサービスを顧客に移転する履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した工事原価が、予想される工事原価の合計に占める割合に基づいて行っております。また、契約の初期段階において、履行義務の充足が合理的に見積もることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準によって収益を認識しております。なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事契約については代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

計測機器関連事業におけるデータ配信サービスについては、顧客との契約における義務を履行するにつれて顧客が便益を享受するため、一定の期間にわたり充足される履行義務であると判断し収益を認識しております。当該履行義務は、現在までに履行が完了した部分に対する顧客にとっての価値に直接対応する対価の額を顧客から受け取る権利を有しているため、請求する権利を有している金額で収益を認識しております。

収益の額は顧客と取り交わした契約の額から販売手数料等の顧客に支払われる対価を減額したものになります。また、取引の対価は履行義務を充足してからおおむね1年以内に受領しており、重要な金融要素を含んでおりません。

会計方針の変更に関する注記

（「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」の適用）

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分に関する改正については、2022年改正会計基準第20－3項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による計算書類に与える影響はありません。

表示方法の変更に関する注記

「流動資産」の「電子記録債権」の表示方法は、従来、貸借対照表上、「受取手形」（前事業年度3,616百万円）に含めて表示しておりましたが、金額的重要性が増したため、当事業年度より、「電子記録債権」（当事業年度3,093百万円）として表示しております。

収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額	20,571百万円
2. 関係会社に対する短期金銭債権	394百万円
関係会社に対する短期金銭債務	693百万円
（貸借対照表に区分表示したものを除く）	

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営 業 取 引

売 上 高

921百万円

売 上 原 価

4,377百万円

販売費及び一般管理費

963百万円

営業取引以外の取引

625百万円

株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末日における自己株式の種類及び株式数

普 通 株 式

37,622株

税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産

退職給付引当金	2,266百万円
退職給付信託拠出額	1,336百万円
その他	1,192百万円
繰延税金資産小計	4,794百万円
評価性引当額	△203百万円
繰延税金資産合計	4,590百万円

2. 繰延税金負債

退職給付信託	△711百万円
前払年金費用	△738百万円
その他有価証券評価差額金	△1,608百万円
その他	△150百万円
繰延税金負債合計	△3,209百万円
繰延税金資産の純額	1,381百万円

(法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正)

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が2025年3月31日に国会で成立し、2026年4月1日以後開始する事業年度より「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.6%から31.5%に変更し計算しております。

この変更により、当事業年度の繰延税金資産(繰延税金負債の金額を控除した金額)が16百万円増加し、法人税等調整額が62百万円、その他有価証券評価差額金が45百万円それぞれ減少しております。

1 株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額	2,692円04銭
2. 1株当たり当期純利益	238円49銭

連結配当規制適用会社に関する注記

当社は、連結配当規制適用会社であります。